

募集

「子ども国際交流音楽祭」合唱団 参加者・歓迎演奏出演者募集



令和7年2月11日
(火・祝)にプリモホール
ゆとりろぎで行う「子
ども国際交流音楽祭」
に出演する合唱団の
参加者と、ウィーン
からの出演者への歓
迎演奏を行うグルー
プを募集します。

合唱団

対象 市内在住の小学校5年生～18歳
で、練習と本番に参加できる方

定員 羽村市・檜原村・奥多摩町・昭
島市など、あわせて50人程度

練習日 10月13日(日)・令和7年1月26日
(日)の日曜日

※時間は各回午後2時～5時(8回程度)
申込み 9月27日(金)までに、左の二次元
コードまたは申込用紙(プリモホール
ゆとりろぎで配布)に



▲合唱団申込
フォーム

必要事項を記入の
上、プリモホールゆ
とりろぎへ

歓迎演奏

対象 音楽大学などで学ぶ学生または

卒業生で、西多摩地区在住・在勤・出
身の30歳ぐらいまでの方
※なるべくアンサンブル編成で申し込ん
でください。

※音楽監督による審査があります。

申込み・問合せ 9月29日(日)までに直接、
プリモホールゆとりろぎへ
☎570-0707(午前9時～午後
8時。祝日以外の月曜日休館)

60歳以上の方向け スマートフォン相談会

スマートフォンの使用に疑問や不安のあ
る方向けの、個別対応による相談会です。

日時 10月5日(土)①午前9時30分～午
後0時30分 ②午後1時30分～4時30分

会場 コミュニティセンター2階相談室

対象 都内在住の60歳以上の方

※1人あたり最大30分間

※来場者多数の場合は、終了時刻前に受
付けを締め切ることがあります。

※自分のスマートフォンについて相談し
たい場合はお持ちください。

主催 東京都デジタルサービス局デジ
タルサービス推進部

問合せ スマートフォン普及啓発事業事
務局 ☎03-6775-1948(祝
日を除く月～金曜日の午前9時～午後
5時) FAX 03-6845-17870

聴覚障害者向け スマートフォン体験会

スマートフォン操作に不慣れな聴覚
障害のある方が、楽しみながらスマート
フォンの活用を体験できます。

日時 10月5日(土)、11月2日(土)の午前
9時30分～午後4時30分(2日間)

会場 コミュニティセンター2階第1
研修室

対象 スマートフォンを持っていない、
または使い慣れていない聴覚に障害の
ある都内在住の方およびその介助者

定員 10人(申込多数の場合抽選)

持ち物 スマートフォン

※スマートフォンを持っていない場合は
持ち物はありません。

内容 基本操作(タップ、スワイプ、
ピンチなど)、便利なアプリの紹介(L
INE、チャット、ビデオ通話、聴覚
障害者向けの便利なアプリ(UDトー
ク、こえとら等)

講師 東京都の委託によるスマート
フォン専門講師

※参加者1人につき1人の操作アシスタ
ントが付きまます。

主催 東京都デジタルサービス局デジ
タルサービス推進部

申込み 9月27日(金)までに、必要事項を
電話またはファクスで申込先へ

必要事項 希望の日時・会場、カナ氏名、



年代、性別、電話番号、ファクス番号
(持っている方)、お住まいの市区町村、

スマートフォンの有無、スマートフォ
ンを持っている方は使用しているス
マートフォンの機種(iPhone/Android)

らくらくホン)、体験会後のスマート
フォンの試用(貸出)希望の有無、参
加時に配慮が必要なこと(聴覚障害、
視覚障害および肢体障害など、重複障
害への配慮も含む)、介助者・介助犬
付添いの有無、当落通知・教材の郵送
先(お住まいの住所など)

※スマートフォンを試用を希望する方
は、当日持ってくる本人確認書類もお
知らせください。

申込み・問合せ 東京都アクセシビリ
ティ向上支援事業事務局

☎03-6386-5470(祝日を
除く月～金曜日の午前9時～午後5
時) FAX 03-5249-3558

公園通信はむらじかん

ポットラックピクニックに 遊びに来てください



地域の皆さんが公園での過ごし方について考え、企
画し、実践する「ポットラックピクニック vol.6」を
行います。どなたでも参加できます。

日時 9月16日(月・祝) 午後1時～8時

会場 S&Dスポーツパーク富士見子ども広場

内容 防災をテーマに公園で楽しく過ごす(家にあ
る備蓄品を持ち寄り、公園の防災用具でご飯を作ろ
う/手づくりおもちゃ教室/ and more...)

問合せ 土木課
公園管理係 ☎283



▲ポットラック
(市公式サイト)



▲ポットラック
公式 LINE

お祝い

敬老金をお届けします

市では、多年にわたり社会に尽くしてこら
れた高齢の方を敬愛し、長寿をお祝いして敬
老金を贈呈します。

満100歳の対象の方には市長が、満88歳
の対象の方には各地区の羽村市社会福祉委員
が、9月16日(月・祝)までにお宅を訪問し
てお届けします。

令和6年9月1日時点で市内に在住し、令
和6年度中に対象年齢に達する方が贈呈の対
象となります。

対象年齢・支給額

○満100歳(大正13年4月2日～大正14年
4月1日に生まれた方)…5万円

○満88歳(昭和11年4月2日～昭和12年4
月1日に生まれた方)…2万円

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係 ☎178



よくわかる下水道事業⑧

私たちの生活に欠かせない下水道。その課題や取り組みなどに
ついてお伝えします。

問合せ 水道事務所 ☎554-2269

下水道事業の課題②

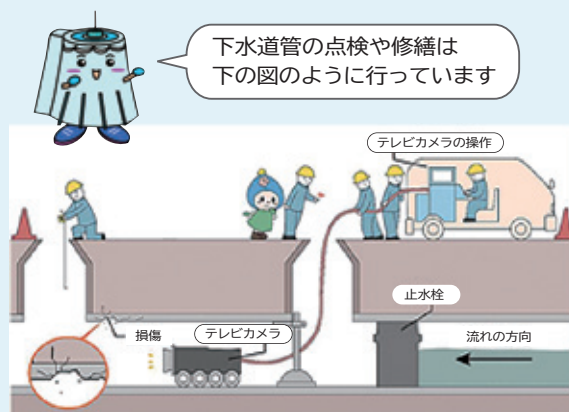
■施設の老朽化による費用の増加

下水道管の法定耐用年数は50年と
されています。令和13年度には市内
の下水道管のうち約50%が法定耐用
年数に達します。下水道管の修繕や
更新にかかる費用が今後増加すると
見込んでいます。

施設の老朽化が進むと

下水道管の破損が増え、最悪
の場合汚水が道路にあふれる、道路
が陥没するなどの事態が起こります。

計画的な維持管理・老朽化対策に
取り組んでいます



▲テレビカメラによる管路の調査などを行っています。

下水道管の点検や修繕は
下の図のように行っています

市では、下水道管やマンホールなど
の損傷が軽微なうちに予防的に修繕
を行うことで、更新頻度の抑制など
によるコストの縮減と施設の長寿命
化を図っています。
今後も傷んだ箇所の修繕・更新を
計画的に行っていきます。

10月1日(火)から 下水道使用料を改定します

下水道事業を将来にわた
り維持していくため、下水
道使用料を改定します。
詳しくは、市公式サイト
または検針時に配布するチ
ラシを確認して
ください。

